

- 認定の有効期限 平成30年11月15日
- 3 名 称 神戸朝日病院
所 在 地 神戸市長田区房王寺町3丁目5番25号
認 定 年 月 日 平成27年11月1日
認定の有効期限 平成30年10月31日
- 4 名 称 西宮市立中央病院
所 在 地 西宮市林田町8番24号
認 定 年 月 日 平成27年11月24日
認定の有効期限 平成30年11月23日
- 5 名 称 医療法人社団順心会 順心病院
所 在 地 加古川市別府町別府865番地1
認 定 年 月 日 平成27年11月1日
認定の有効期限 平成30年10月31日
- 6 名 称 兵庫県立加古川医療センター
所 在 地 加古川市神野町神野203番地
認 定 年 月 日 平成27年11月1日
認定の有効期限 平成30年10月31日
- 7 名 称 医療法人社団栗原会 栗原病院
所 在 地 たつの市龍野町富永495番地の1
認 定 年 月 日 平成27年12月14日
認定の有効期限 平成30年12月13日



兵庫県告示第3号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成28年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

吉川土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	井 藤 義 治	三木市吉川町金会565番地
同	藤 田 芳 昭	同 市吉川町毘沙門131番地
同	橋 本 均	同 市吉川町市野瀬812番地
同	富 依 多雅藏	同 市吉川町豊岡2955番地
同	森 本 薫	同 市吉川町水上201番地
同	今 井 健 二	同 市吉川町新田914番地の1
同	西 原 雅 晴	同 市吉川町富岡68番地
同	森 本 幸 三	同 市吉川町上中241番地の1
同	長谷川 治 衛	同 市吉川町古川441番地
同	柏 木 茂	同 市吉川町上松257番地
同	藤 原 都 夫	同 市吉川町田谷185番地
同	五百尾 俊 宏	同 市吉川町奥谷147番地の1
監 事	中 野 廣 三	同 市吉川町楠原687番地の2
同	西 田 昇 一	同 市吉川町実楽468番地
同	中 西 君 一	同 市吉川町西奥108番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	箕 畑 秀 樹	三木市吉川町毘沙門939番地の1
同	橋 本 均	同 市吉川町市野瀬812番地
同	中 野 廣 三	同 市吉川町楠原687番地の2

同	富 依 多雅藏	同	市吉川町豊岡2955番地
同	森 本 薫	同	市吉川町水上201番地
同	今 井 健 二	同	市吉川町新田914番地の1
同	石 田 昇	同	市吉川町前田238番地の1
同	塚 本 岩 夫	同	市吉川町古川191番地
同	津 下 昌 裕	同	市吉川町実楽156番地
同	山 城 英 孝	同	市吉川町長谷73番地の7
同	中 西 君 一	同	市吉川町西奥108番地
同	五百尾 俊 宏	同	市吉川町奥谷147番地の1
監 事	小 西 進 八	同	市吉川町豊岡1583番地
同	西 原 雅 晴	同	市吉川町富岡68番地
同	芝 崎 榮 重	同	市吉川町湯谷934番地

東安田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	山 田 芳 裕	多可郡多可町中区東安田607番地
同	山 田 雄 策	同 郡同 町中区東安田628番地
同	宮 崎 和 明	同 郡同 町中区東安田637番地
同	山 田 米 一	同 郡同 町中区東安田358番地
同	大 山 正 勝	同 郡同 町中区東安田374番地
同	宮 崎 修 身	同 郡同 町中区東安田521番地
同	宮 崎 晴 樹	同 郡同 町中区東安田613番地
同	大 山 政 男	同 郡同 町中区東安田347番地2
監 事	大 山 高 弘	同 郡同 町中区東安田549番地2
同	有 田 繁 夫	同 郡同 町中区東安田668番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	山 田 芳 裕	多可郡多可町中区東安田607番地
同	山 田 雄 策	同 郡同 町中区東安田628番地
同	宮 崎 和 明	同 郡同 町中区東安田637番地
同	山 田 米 一	同 郡同 町中区東安田358番地
同	大 山 正 勝	同 郡同 町中区東安田374番地
同	宮 崎 修 身	同 郡同 町中区東安田521番地
同	宮 崎 晴 樹	同 郡同 町中区東安田613番地
同	鈴 木 伸 自	同 郡同 町中区東安田68番地8
監 事	大 山 高 弘	同 郡同 町中区東安田549番地2
同	大 山 政 男	同 郡同 町中区東安田347番地2



兵庫県告示第4号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成27年12月17日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成28年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	合山地区	平成28年1月5日から 同 月25日まで	西脇市役所



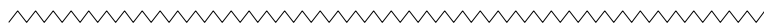
兵庫県告示第5号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成28年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
 宍粟市千種町河呂字山平292の6、292の8、292の13、292の28、292の35、292の38、292の48から292の54まで、292の67から292の75まで、292の79、292の80
- 2 指定の目的
 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字山平292の69・292の70・292の74・292の80（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第6号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 株式会社タカハタ
 香川県高松市三谷町3234—10
 代表取締役 高 畑 洋 輔
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 株式会社タカハタ兵庫工場
 宍粟市山崎町五十波17—13
 - (3) 特定施設に関する事項

種	類	17号 湯煮施設 (No. 1、No. 2)
能	力	240kg/時・基

工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後2週間		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6時30分～13時 6時間30分		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	11～13	11～13
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	3,500	4,000
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	2,500	3,000
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	750	1,000
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	250	300
	りん 磷 含 有 量 (単位 mg/L)	35	40
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	150	200	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	4/基	5/基	

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	排水処理施設			
変 更 前 後 の 区 分		変 更 前		変 更 後	
型	式	デンセツ商事株式会社製		同 左	
構	造	RC製、鋼板製		コンクリート製	
主 要 寸 法		18.75m×25.45m×6.5m		19m×24m×6.5m	
能 力		400m ³ /日		396m ³ /日	
汚 水 等 の 処 理 方 式		接触酸化+活性汚泥+凝集沈殿+ろ過		循環脱窒+活性汚泥+接触ばっ気+凝集沈殿	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既 設		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既 設		着手後6週間	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		—		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続		同 左	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同 左	
	区 分	処理前	処理後	処理前	処理後

		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
		使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	水素イオン濃度 (水素指数)	7～9	7～9	5.8～8.6	5.8～8.6	5～9	5～9
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,383	1,700	10	20	1,000	1,200	12	25
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,149	1,400	10	20	550	700	12	25
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	362	500	10	15	500	650	12	30
	窒素含有 量 (単位 mg/L)	80	100	10	30	80	100	12	25
	燐含有 量 (単位 mg/L)	10	15	0.5	1	10	12	0.6	1.2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—	120	150	5 未満	5
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常量及び最大量 (単位 m ³ /日)		295	334	295	334	220	260	220	260

(5) 排出水の汚染状態及び量

変更前後の区分		変更前	変更後
排水口名		No. 1	No. 1
排水量 (単位 m ³ /日)	通常	295	220
	最大	334	260
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	5.8～8.6	5.8～8.6
	最大	5.8～8.6	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	10	12
	最大	20	25
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	10	12
	最大	20	25
浮遊物質 量 (単位 mg/L)	通常	10	12
	最大	15	30
窒素含有 量 (単位 mg/L)	通常	10	12
	最大	30	25
燐含有 量 (単位 mg/L)	通常	0.5	0.6
	最大	1	1.2

ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	通 常	—	5 未満
	最 大	—	5

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成28年1月5日から同月26日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び宍粟市市民生活部環境課



兵庫県告示第7号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
平成27年12月28日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域
尼崎市の一部



兵庫県告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年1月5日から供用を開始する。

その関係図面は、平成28年1月5日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 三 木 宍 粟 線	姫路市夢前町苅野字東田140番から 同 市夢前町苅野字東田162番1まで	旧	8.0から 14.0まで	93.0	一部 予定地
		新	8.0から 14.0まで	93.0	一部 予定地



兵庫県告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年1月5日から供用を開始する。

その関係図面は、平成28年1月5日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

国道 1 7 8 号	美方郡新温泉町浜坂字東ウグイヶ隈460番 10から	旧	7.0から 11.0まで	184.0
	同 郡同 町三谷字万ヶ崎127番1まで	新	9.0から 14.0まで	183.0



兵庫県告示第10号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。
その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成28年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H27中播予定 0001号	27.12.14	赤穂市浜市字横土手内30番1・32番1・36番 3の各一部、30番1地先水路	6.00	50.00
		同 市浜市字寺内269番1・292番・294番1・ 303番の各一部、269番1地先里道、269番1地 先水路、294番1地先水路、295番1地先里道、 303番地先里道	4.00	64.00
第H27中播予定 0002号	27.12.14	赤穂市北野中宇堀ノ下55番1の一部、55番1 地先里道、55番1地先水路		
		同 市北野中宇瓦師82番1、82番2、82番3 の一部、82番4、84番の一部、84番1から84 番3まで、97番・97番1・97番3・98番・98 番1・111番1の各一部、111番2、112番1の 一部、112番2、113番1・114番1・115番・ 115番1・115番2の各一部、115番3、116番・ 116番3から116番5まで・116番7・160番1・ 160番2・161番・162番・174番・176番の各一 部、84番1地先里道、98番1地先里道、98番 1地先水路、112番1地先里道、115番3地先 水路、174地先里道	16.00	50.00
		同 市北野中宇上長田195番3・228番・231 番・232番1・233番1・233番2・234番1・ 234番2・239番1・262番1・263番・270番・ 275番・276番・280番から283番・285番の各一 部、228番地先里道、228番地先水路、234番1 地先里道、239番1地先水路、262番1地先水 路、270番地先里道、283番地先水路	15.00	888.00
		同 市北野中宇新田414番・415番3・416番 2・422番2・422番8・423番・424番1・426 番から428番まで・444番・445番・445番1・ 446番から448番までの各一部、458番・459番 合併2の一部、458番1から458番3まで・472 番2・472番18・472番20から472番25まで・472	6.00	224.00
			5.00	329.00
	4.00	270.00		

番35・472番43・472番44・472番60・472番77・472番79・472番88・472番120・472番121・474番2から474番4までの各一部、414番地先水路、428番地先里道、444番地先里道、444番地先水路、445番1地先水路、448番地先里道、472番2地先水路、472番24地先水路、472番44地先里道

同 市南野中宇大角155番7・155番8・155番10・155番17・155番20・155番21・155番34・155番35の各一部、155番17地先里道

同 市南野中宇島田156番、156番3・156番4・156番9・156番10の各一部、156番11、156番12・156番17・157番・158番1・158番2・159番・160番1・160番2・161番1・161番2・163番・164番・166番18・166番19・166番21・166番22・168番1から168番3までの各一部、168番4、168番5・169番1・170番・174番・175番1・175番2・181番1・181番2・182番・182番1・183番1・183番2・184番・187番の各一部、188番、189番、190番・191番・193番・211番・211番1・211番2・211番5・211番6の各一部、211番7、212番4・212番5・213番6・213番7の各一部、156番地先里道、160番1地先水路、160番2地先水路、161番2地先里道、163番地先里道、181番2地先里道、189番地先里道、193番地先水路、212番4地先水路

同 市南野中宇久保324番1から324番3までの各一部、324番6、324番7の一部、324番8、356番・357番1・357番2の各一部、324番3地先水路、324番8地先里道

同 市砂子宇下瀬戸159番・159番2の各一部、161番・160番・159番合併1の一部、167番1・167番2・167番4の各一部、167番5、167番6、167番7・167番8の各一部、168番2、168番3、168番4・170番1の各一部、170番6、170番7、171番1の一部、171番5、171番6・172番・172番4・172番5の各一部、161番・160番・159番合併1地先里道、161番・160番・159番合併1地先水路、171番5地先水路

同 市浜市宇中道342番14の一部、356番2、356番4、358番2、359番3、359番4、360番2、361番2、363番7、364番3、366番1の一部、366番4、366番5の一部

公 告

平成28年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」企画提案コンペの実施

平成28年度「県民だよりひょうご」の編集、印刷、配布及び広告掲載業務の委託を予定する者を決定するため、企画提案コンペを実施する。

平成28年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 趣旨

平成28年度「県民だよりひょうご」について、「見やすく、美しく、分かりやすく、手にとって読みたくなる、読んで役に立つ」広報紙づくりをするため、企画提案コンペを実施する。

2 企画提案コンペの概要

(1) 名称

兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」企画提案コンペ

(2) 方法

紙面構成等の企画提案を求める。

(3) 提案対象

タブロイド判8面の「県民だよりひょうご」のうち、6面分の作品（1・4・5面はカラー、2・3・7面は2色）とする。

(4) 主催者及び事務局

ア 主催者

兵庫県（以下「県」という。）

イ 事務局

兵庫県企画県民部広報課地域広報班（以下「事務局」という。）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁第2号館4階）

電話（078）362-3019 F A X（078）362-3903

E-mail kouhouka1@pref.hyogo.lg.jp

3 応募者の資格

企画提案コンペに応募できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 文章、デザイン（レイアウト）、写真等の全てにわたって質の高い紙面を作成できること。
- (2) 2,430千部の編集、印刷、配布、広告掲載及び増刷号150千部の編集、印刷、広告掲載ができること。また、世帯数の自然増等による発行部数の増加が生じた場合、直ちに増刷・配布等の対応ができること。
- (3) 県政や県内の地域事情に詳しく、常に連絡可能なスタッフを配置できること。
- (4) 広報紙制作上必要な写真や資料等を提供できること。
- (5) 業務内容について守秘義務を遵守できること。
- (6) 県の示す制作工程に従い、制作、印刷等ができること。
- (7) 災害等の緊急時には臨機の紙面差し替えを含め、「県民だよりひょうご」の発行を優先したスタッフ体制の確保ができること。
- (8) 文章、図の作成、写真のトリミング、レイアウトの変更等は、募集要項に定める制作工程例にかかわらず、事務局が了解するまで何度でもできること。また、紙面で使用した写真およびイラストについては、指定する電子データで納品できること。
- (9) 校了後2日以内に広告欄を空けた紙面を電子ファイル形式にして提供できること。
- (10) 平成28年2月16日（火）に開催する審査会において、企画のプレゼンテーション発表および質疑応答ができること。
- (11) 県が指定する納入先に遅滞なく確実に納入できること。
- (12) その他「県民だよりひょうご」の発行に関し、事務局の指示に柔軟に対応できること。

4 応募手続

(1) 募集要項の配布及び応募受付

ア 配布方法

事務局において配布する。

イ 配布期間

平成28年1月5日（火）から同月19日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 応募図書の受付

平成28年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 趣旨

平成28年度「ニューひょうご ごこく」について、季節感と地域情報が満載の広報誌づくりをするため、企画提案コンペを実施する。

2 企画提案コンペの概要

(1) 名称

兵庫県グラフ広報誌「ニューひょうご ごこく」企画提案コンペ

(2) 方法

誌面構成等の企画提案を求める。

(3) 提案対象

A4判44頁の「ニューひょうご ごこく」(全ページフルカラー)のうち、

ア 全体の誌面構成、年間企画

イ 表紙案、巻頭特集の誌面案

ウ 兵庫人物伝の誌面案

(4) 主催者及び事務局

ア 主催者

兵庫県(以下「県」という。)

イ 事務局

兵庫県企画県民部広報課地域広報班(以下「事務局」という。)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号(兵庫県庁第2号館4階)

電話(078)362-3019 F A X (078)362-3903

E-mail kouhouka1@pref.hyogo.lg.jp

3 応募者の資格

企画提案コンペに応募できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 文章、デザイン(レイアウト)、写真等の全てにわたって質の高い誌面づくりができること。
- (2) 32,000部の編集、印刷を行い、県が指定する先へ遅滞なく納入等ができること。
- (3) 県政や県内の地域事情に詳しく、常に連絡の取れるスタッフを配置できること。また、必要あればその都度、事務局と協議が行える体制がとれること。
- (4) 県内各地域の四季や歴史を表現する写真、資料等を提供できること。
- (5) 業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- (6) 県の示す制作工程に従い、制作、印刷等ができること。
- (7) 文章、図の作成、写真のトリミング、レイアウトの変更等は、募集要項に定める制作工程例にかかわらず、事務局が了解するまで何度でも行うこと。また、誌面で使用した写真及びイラストについては、指定する電子データで納品できること。
- (8) 発行後、速やかに誌面データをPDFファイル形式で提供できること。
- (9) 発行誌面は、県ホームページにおいて閲覧できるよう広告欄を空け、電子書籍の形式で納品できること。
- (10) 平成28年2月16日(火)に開催する審査会において、企画のプレゼンテーション発表および質疑応答ができること。
- (11) 県内書店への販売ルートを確保し、毎号1,500部の売上げが確保できること。
- (12) 有償頒布料を毎号につき、県が指定する日までに納入できること。
- (13) その他県の指示に柔軟に対応できること。

4 応募手続

(1) 募集要項の配布

ア 配布方法

事務局において配布する。

イ 配布期間

平成28年1月5日(火)から同月19日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 応募函書の受付

- ア 受付方法
事務局に持参すること。
- イ 受付期間
平成28年1月5日（火）から同年2月5日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時（2月5日（金）は午後3時）まで（正午から午後1時までを除く。）
- 5 募集要項の内容に関する質疑及び回答
- (1) 質疑
- ア 質疑の方法
電子メール又はファクスにより事務局に提出すること（募集要項に定める質疑応答書によること。）
- イ 質疑受付期間
平成28年1月5日（火）から同年2月1日（月）午後5時まで
- (2) 回答
平成28年2月4日（木）までに、電子メール又はファクスにより回答する。
- 6 応募図書等
- (1) 応募図書
- ア 応募申込書（募集要項に定める様式）
- イ 会社概要（制作、印刷、配布等に関わる会社全て）
- ウ スタッフ略歴
- エ 企画作品兼刷見本（12部）
- オ 企画説明書（募集要項に定める様式）（12部）
- カ 誌面構成案、年間企画案（募集要項に定める様式）（各12部）
- キ 応募者が主となって制作した定期刊行物（各12部）
- ク 制作費見積書及び広告料納入見積書、有償頒布事務手数料見積書
- ケ メーカー、品名、kg数、古紙混入率を明記した紙見本
その他審査の必要上、後日、追加資料の提出を求められることがある。
- (2) 応募図書の著作権の帰属
応募図書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、当選し採用されたアイデア、レイアウト等については、契約終了後も県が引き続き使用する場合がある。
- (3) 応募図書の提出後の取扱い
- ア 応募図書は非公開とする。ただし、応募図書の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表するものとする。
- イ 応募図書は、返却しない。
- 7 応募に要する費用
応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- 8 当選者の決定及び発表の方法
- (1) 審査及び選考方法
- ア 提出物に不備のあるものは受け付けない。
なお、応募者は提出に先立ち、提出物についての不備が無いか事前審査を受けることができる。
- イ 県が設置する選考委員会において審査の上、最も優れた企画提案を選ぶこととする。
なお、審査に際しては、平成28年2月16日（火）に企画のプレゼンテーション発表を求める。
- ウ 県は、選考委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。
- (2) 当選者等の通知
応募者全員に、応募件数及び当選者の名称を郵送で3月上旬に通知する。
- 9 当選者の取扱い
所定の手続を経た後、当選者に平成28年度「ニューひょうご ごこく」の編集、印刷及び配布等業務並びに広告掲載業務並びに有償頒布業務を委託する。
- 10 その他の応募条件
兵庫県グラフ広報誌「ニューひょうご ごこく」企画提案コンペ募集要項による。

~~~~~

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成28年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 

名称 関西スーパー中央店  
所在地 伊丹市中央五丁目3番38号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

名称 株式会社関西スーパーマーケット  
住所 伊丹市中央五丁目3番38号  
代表者の氏名 福 谷 耕 治
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

|                 |                  |         |
|-----------------|------------------|---------|
| ア 変更前           |                  |         |
| 名称              | 住所               | 代表者の氏名  |
| 株式会社関西スーパーマーケット | 伊丹市中央五丁目3番38号    | 福 谷 耕 治 |
| 株式会社丸正洋品店       | 伊丹市鈴原町5-59-3     | 松 並 清   |
| 格子屋株式会社         | 神戸市中央区北長狭通1-30-1 | 鍾 文 深   |
| 外3者             |                  |         |
| イ 変更後           |                  |         |
| 名称              | 住所               | 代表者の氏名  |
| 株式会社関西スーパーマーケット | 伊丹市中央五丁目3番38号    | 福 谷 耕 治 |
  - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 

|             |  |
|-------------|--|
| ア 変更前       |  |
| 2,117平方メートル |  |
| イ 変更後       |  |
| 1,539平方メートル |  |
  - (3) 駐車場の位置及び収容台数（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
 

|       |  |
|-------|--|
| ア 変更前 |  |
| 51台   |  |
| イ 変更後 |  |
| 37台   |  |
  - (4) 駐輪場の位置及び収容台数（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
 

|       |  |
|-------|--|
| ア 変更前 |  |
| 80台   |  |
| イ 変更後 |  |
| 70台   |  |
  - (5) 荷さばき施設の位置及び面積（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
 

|             |  |
|-------------|--|
| ア 変更前       |  |
| 152.6平方メートル |  |
| イ 変更後       |  |
| 52平方メートル    |  |
  - (6) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
 

|            |  |
|------------|--|
| ア 変更前      |  |
| 40.3立方メートル |  |
| イ 変更後      |  |

22.4立方メートル

(7) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

午前9時から午後8時まで

イ 変更後

午前7時から午後11時まで

(8) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前8時30分から午後8時30分まで

イ 変更後

午前6時30分から午後11時30分まで

4 変更年月日

平成28年8月5日

5 上記3の変更に係るもの以外の事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

出入口1箇所

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

6 届出年月日

平成27年12月4日

7 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成28年1月5日から4月間

8 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年5月6日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成28年1月5日

契約担当者

中播磨県民センター長 岡本周治

1 落札に係る物品等の名称及び数量

兵庫県姫路総合庁舎ほか12庁舎で使用する電気 予定数量2,565,268キロワット時/年

2 契約に関する事務を担当する県民局の名称及び所在地

兵庫県中播磨県民センター 姫路市北条1-98

3 落札者を決定した日

平成27年12月15日

4 落札者の名称及び住所

エネサーブ株式会社

滋賀県大津市月輪2丁目19番6号

5 落札金額

47,875,618円（税抜）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日  
平成27年10月23日

教 育 長 訓 令

兵庫県教育長訓令第1号

本 庁  
県立高等学校

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則施行細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年1月5日

兵庫県教育長 高 井 芳 朗

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則施行細則の一部を改正する訓令

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則施行細則（昭和39年兵庫県教育長訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

様式第4号別紙中 「

|   |        |            |   |   |   |        |   |                 |
|---|--------|------------|---|---|---|--------|---|-----------------|
| 〔 | 全日制の課程 | 本 校<br>分 校 | 〕 | を | 〔 | 全日制の課程 | 〕 | に改め、「本校分校別」を削る。 |
|   | 定時制の課程 |            |   |   |   | 定時制の課程 |   |                 |
|   | 通信制の課程 |            |   |   |   | 通信制の課程 |   |                 |

」

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。



兵庫県教育長訓令第2号

本 庁  
県立学校

兵庫県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年1月5日

兵庫県教育長 高 井 芳 朗

兵庫県立学校処務規程の一部を改正する訓令

兵庫県立学校処務規程（昭和44年兵庫県教育長訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、分校長」を削る。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。